

畿央大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 畿央大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授・研究し、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって社会の発展及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果については、本大学院の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検及び評価並びに検証に関する事項は別に定める。

(情報の提供)

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2章 組 織

(課 程)

第4条 本大学院に、修士課程及び博士後期課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力等を培うことを目的とする。

(研究科・専攻)

3 博士後期課程は、健康科学の各分野における高度な知識・技術等を一体的に修得し、指導的能力を備えた高度専門職業人及び課題解決型の研究開発力を持つ研究者を養成することを目的とする。

第5条 本大学院に、健康科学研究科を置く。

2 健康科学研究科に、健康科学専攻を置く。

3 専攻の収容定員は、次のとおりとする。

課程	研究科	専攻名	入学定員（人）	収容定員（人）
修士課程	健康科学研究科	健康科学専攻	20	40
博士後期課程	健康科学研究科	健康科学専攻	5	15

(研究科・専攻の目的)

第6条 健康科学研究科健康科学専攻においては、「健康」を総合的、科学的に捉え、地域とともに包括的に現代的課題に取り組むために必要な健康科学を探究することを理念とする。この理念に基づいて、健康科学の各分野における高度な知識、技術等を一体的に修得し、他の専門職と連携する能力を兼ね備えて指導的役割を果たすことができる研究者、教育者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

(標準修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第22条第5項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該認可された年限を標準修業年限とする。
（在学期間）

第8条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。また、博士後期課程の在学期間は、6年をこえることはできない。ただし、長期履修生の在学期間については、別に定める。

第3章 教員組織及び運営組織

（教員組織）

第9条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると研究科委員会が認める畿央大学専任教員をこれに充てる。

2 各授業科目の担当について、特に必要があると認められる場合は、兼任講師をもってこれに充てることができる。

（研究科長）

第10条 本大学院に、研究科長を置く。

（研究科委員会）

第11条 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、大学院担当の専任教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。

（審議事項）

第12条 研究科委員会は、本大学院に関する次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則及び規定の制定改廃に関する事項
- (2) 学生の教育、研究及び指導に関すること
- (3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関すること
- (4) 授業科目の編成、担当及び試験に関すること
- (5) 学位論文の審査及び最終試験に関すること
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 本大学院の運営に関する事項
- (9) その他研究科長が必要と認めた事項

2 その他必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

（学 年）

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第14条 前条の学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より9月15日まで

後学期 9月16日より翌年3月31日まで

（休業日）

第15条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日

- (3) 本学園創立記念日
 - (4) 春期休業日 3月20日から3月31日まで
 - (5) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで
 - (6) 冬期休業日 12月20日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要と認めた場合、前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第5章 教育方法及び履修方法

(教育方法)

第16条 本大学院の教育方法は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第17条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程の編成方針)

第18条 本大学院は、第1条及び第6条に掲げた教育上の目的を達成するため、必要な授業科目を開設するとともに研究指導計画を策定し、体系的な教育課程を編成する。

2 本大学院は、教育課程編成にあたって、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮する。

(メディアを利用した授業)

第19条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にインターネットその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については「畿央大学メディア利用規程」において定める。

(授業科目等)

第20条 授業科目及び単位数は、別表第1-1及び別表第1-2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位の計算方法は、畿央大学学則第32条の規程を準用する。

(履修方法)

第22条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査を受けなければならない。博士後期課程にあつては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査を受けなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択にあたって、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

3 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修士課程においては10単位を超えない範囲で、博士後期課程においては6単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修得したものとみなし、ま

たは与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程の場合、合わせて10単位を超えないものとし、博士後期課程の場合、合わせて6単位を超えないものとする。

- 5 別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、かつ、学期末又は学年末に行うその試験又は研究報告等によって合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験、研究報告等の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語を以て表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。

(論文審査)

第24条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によって行うものとする。

- 2 最終試験に当たっては、第1条、第4条の2及び第6条の目的に沿って審査を行い、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的及び認定基準に対する達成度によって客観的かつ厳格に判断するものとする。

(最終試験)

第25条 最終試験は、前条の審査委員が学位論文を中心として口頭試問により行う。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

(成績評価基準等)

第26条 本大学院は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係わる評価並びに修了の認定に当たっては、学生に対して評価並びに認定の基準をあらかじめ明示し、客観的並びに厳格にこれを実施する。

(教育内容等の改善)

第27条 本大学院は、授業、研究指導の内容及び方法の改善等を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

- 2 前項の組織的な研修及び研究に関する事項は別に定める。

(修了要件)

第28条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第29条 本大学院の修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

- 2 学位に付与する専攻分野の名称は次のとおりとする。

健康科学専攻 修士 (健康科学)

健康科学専攻 博士 (健康科学)

第6章 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は毎学年始めとする。ただし、転入学もしくは再入学する場合又は特別の必要があり、かつ教育上支障がない場合は、後学期の学期始めとすることができる。

(入学資格)

第31条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により、学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を終了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第52条に定める大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に22歳以上の者
- (8) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を得た者
- (3) 学校教育法施行規則第70条の2第4号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められるものとして文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第32条 本大学院への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第33条 入学者の選考は学力試験、その他の方法によりこれを行う。

(入学手続)

第34条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める学費を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第35条 他の大学院から転入学を希望する者がいるときは、選考の上これを許可することができる。

2 転入学した者の在学年数は、転入学前の在学年数を通算して、第7条に規定する在学期間を超えることはできない。

(再入学)

第36条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 再入学した者の在学年数は、再入学前の在学年数を通算して、第7条に規定する在学期間を超えることはできない。

第7章 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない事由により3カ月以上修学することができない者は、医師の診断書または詳細に事由を具した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上の理由により修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学院へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 外国の大学院等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は1年を限度とし、修業年限に含めることができる。

3 第22条第3項に定める他大学院における授業科目の履修等の規定は、外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第7条に定める在学年限を超えた者。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することもやむをえないと認めた者を除く

(3) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡及び長期にわたり行方不明の者

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第44条 本大学院学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第46条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(特別聴講生)

第47条 他の大学院（外国の大学院を含む。）との協定に基づき、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、特別聴講生として許可し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(規定)

第49条 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第10章 学納金

(授業料等)

第50条 入学金、授業料、施設設備費、検定料等の学納金は別表第2のとおりとする。

(授業料等納入方法)

第51条 授業料、施設設備費は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入するものとする。
納入の時期・方法については別に定める。

前期 (4月から9月まで)

後期 (10月から3月まで)

(復学等の場合の授業料)

第52条 学期の途中において復学又は入学をした者は、復学または入学した日から当該期末までの授業料を復学又は入学した日に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第53条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第54条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学中の授業料)

第55条 休学を許可され又は命じられた者の授業料については別に定める。

(学納金の返還)

第56条 いったん納入された学納金は返還しないことを原則とする。

第11章 奨学制度

(奨学制度)

第57条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、理事会及び研究科委員会の議を経て別に定める。

第12章 その他

(改正)

第58条 本学則の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

(諸規程の準用)

第59条 本学則に定めるほか、大学学則及びその他の諸規程を準用する。

(施行細則その他)

第60条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則は、平成21年4月1日から施行する。